

自転車を利用している学生のみなさんへ

仙台市自転車の安全利用に関する条例により、仙台市内で自転車を利用する場合は、**平成31年4月1日より自転車損害賠償保険等への加入が義務**となります。

◆自転車損害賠償保険等とは？

自転車で行中、他人に怪我をさせたりした場合の賠償請求に対応できる保険です。最近では、死亡事故などで高額な賠償請求をされるケースが発生しています。

◆本学で原則加入となっている保険でカバーできる？

留学生以外の学生：学研災・学研賠に原則加入

「学研賠」が一部対応していますが、補償の範囲が限定されています。

補償対象の例：授業のために自宅から大学まで自転車に乗る場合など

補償対象外の例：

- ① 日常生活で自転車に乗る場合（例：遊びに行く、買い物に行く）
- ② 休日に大学へ自転車で行く場合（例：サークル活動や自習などで大学に行く）

学研賠のみではカバーできないので、自転車事故による高額な賠償請求に対応できる保険の加入状況や有効期間を調べてください。家族が加入している保険で対応できる場合もあるので、家族にも確認してみてください。

自転車損害賠償保険等の例

- ① 整備点検した自転車に貼られるTSマーク
- ② 家族や本人が加入している「個人責任賠償保険」等で、学生本人が被保険者となっているもの
- ③ 家族や本人が加入している自動車保険や火災保険等に付帯する「個人賠償責任特約」等で、学生本人が被保険者となっているもの
- ④ クレジットカードに、自転車賠償責任保険に相当する補償がついており、学生本人が被保険者となっているもの

調べた結果、未加入や補償が不足する等の場合は、**平成31年4月1日時点で有効な自転車損害賠償保険等に必ず加入するようにしてください。**

外国人留学生：学研災・インバウンド付帯学総に原則加入

インバウンド付帯学総で対応できますので、自身の加入状況を確認し、未加入の場合は「学研災」及び「インバウンド付帯学総」に必ず加入するようにしてください。